

# 独自利用事務の情報連携に関する手引

令和 5 年 9 月

個人情報保護委員会事務局

本資料は、地方公共団体の職員を対象に、「独自利用事務の情報連携」の概要及びQ & Aをまとめたものです。

マイナンバー制度全般については、デジタル庁の「マイナンバー（個人番号）制度」のウェブページ (<https://www.digital.go.jp/policies/posts/mynumber>) を御確認ください。

(用語)

- ・**番号法** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)
- ・**別表第二主務省令** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号)
- ・**委員会規則** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 5 号)

(掲載URL : <https://www.ppc.go.jp/legal/laws/>)

## 目次

1	独自利用事務の情報連携制度	5
1.1	独自利用事務	5
1.2	独自利用事務の情報連携	5
(1)	情報連携	5
(2)	情報連携と庁内連携	6
(3)	同一地方公共団体内の他の執行機関への提供	6
1.3	独自利用事務の情報連携の効果	8
2	情報連携の対象となる事務	9
2.1	番号法及び委員会規則の要件	9
2.2	情報連携の対象となる独自利用事務の事例	10
(1)	事例とは	10
(2)	事例の追加	10
(3)	事例の一覧	11
2.3	事務の単位	11
3	情報連携の対象となる特定個人情報	13
3.1	番号法及び委員会規則の要件	13
(1)	情報の必要性	13
(2)	同一又はその一部の範囲	13
(3)	提供者の同一性	14
(4)	準ずる法定事務以外の法定事務において照会可能な特定個人情報の追加	14
3.2	特定個人情報の連携対象項目	16
(1)	連携対象項目とは	16
(2)	連携対象項目の追加	17
3.3	地方税関係情報の本人同意	17
4	届出手続	19
4.1	届出手続の流れ	19
4.2	届出等の種類・受付期間	21
4.3	届出の主体	22
4.4	特定個人情報保護評価等の実施	23
4.5	届出後の公表	24
5	根拠規範	25
5.1	事務の根拠規範	25
5.2	特定個人情報の根拠	27
6	事例に関するQ&A	29
6.1	一般	29
6.2	子ども・子育て関係	29
6.3	障害・介護関係	29
6.4	住宅関係	31
6.5	教育関係	31
6.6	難病関係	33

【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例.....	35
【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について.....	38

# 1 独自利用事務の情報連携制度

## 1. 1 独自利用事務

マイナンバー（個人番号）の利用は、原則として番号法に定められた事務に限定されていますが、番号法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、各地方公共団体が条例（以下「番号条例」という。）で定める事務（以下「独自利用事務」という。）についても個人番号を利用することができます。

## 1. 2 独自利用事務の情報連携

### (1) 情報連携

情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関、地方公共団体等が保有する特定個人情報情報を照会・提供することを、「情報連携」といいます。

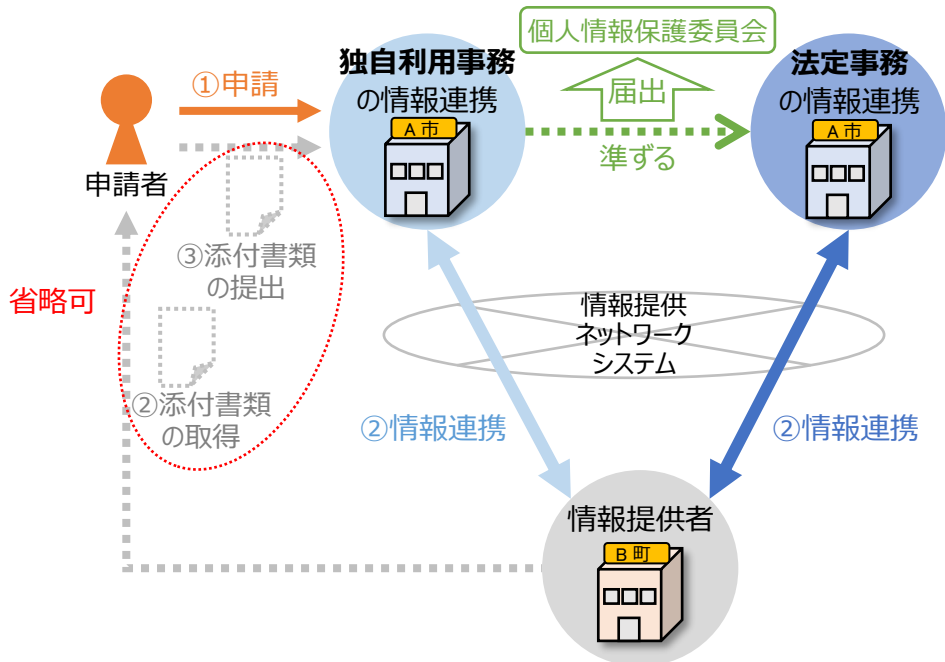
番号法別表第二に掲げられている事務（以下「法定事務」という。）は、番号法第19条第8号の規定により、情報連携を行うことができます。

それに対し、独自利用事務については、番号法第19条第9号の規定により、いずれかの法定事務に準ずるものとして委員会規則で定める要件（※）を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ることで、情報連携を行うことができます。

法定事務	番号法第19条第8号の規定により、情報連携ができる。
独自利用事務	番号法第19条第9号の規定により、法定事務に準ずるものとして委員会規則の要件を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ることによって情報連携ができる。

※ 「2. 1 番号法及び委員会規則の要件」参照

### 【独自利用事務の情報連携（申請者がB町からA市に転入しているケース）】



## (2) 情報連携と庁内連携

同一機関(※)の他の個人番号利用事務実施者との間で行われる特定個人情報のやり取りを「庁内連携」といい、他団体や他機関との間で行われる「情報連携」とは区別されます。

番号法上、情報連携は特定個人情報の「提供」(番号法第19条第8号又は第9号)に当たり、庁内連携は「利用」(番号法第9条第2項)に当たります。

	相手方	方法
情報連携	他市町村などの他団体・他機関	情報提供ネットワークシステムを使用する
庁内連携	同一機関内の他の個人番号利用事務実施者	情報提供ネットワークシステムを使用しない(できない)

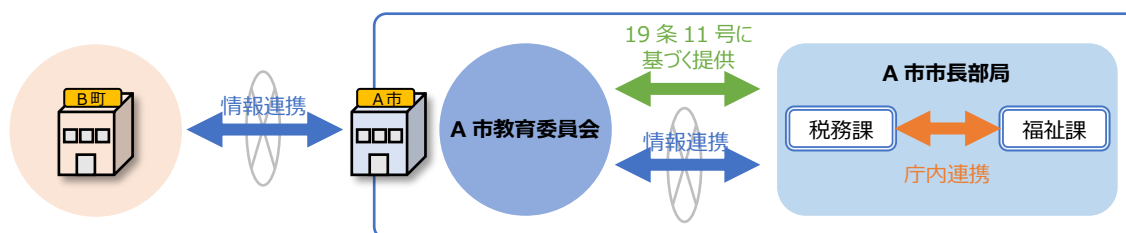
※ 首長部局、教育委員会部局などの地方公共団体の執行機関のこと。

## (3) 同一地方公共団体内の他の執行機関への提供

首長部局と教育委員会部局のように、同一の地方公共団体内の他の執行機関はそれぞれ別の執行機関に当たるため、その間の特定個人情報のやり取りは「庁内連携」にはなりません。情報提供ネットワークシステムを使用して異なる機関の間で特定個人情報を提供する場合は、「情報連携」になります。

なお、同一地方公共団体の他機関に対する特定個人情報の提供については、番号法第19条第11号に基づく条例を定め、情報提供ネットワークシステムを使用せずに特定個人情報を提供することも可能です。

### 【情報連携、庁内連携及び同一地方公共団体内の他の執行機関への提供】



Q1.2-1 条例を定めるだけでは、他の団体から特定個人情報を取得することはできないのですか。

A1.2-1 条例を定めるだけではできません。番号法第19条は特定個人情報の提供を制限しており、提供が認められる場合は番号法第19条各号に掲げられる場合のみです。

Q1.2-2 情報提供側の地方公共団体において、照会に応じて特定個人情報を提供できるような条例を制定する必要はありますか。

A1.2-2 情報提供側の団体において条例を制定する必要はありません。

Q1.2-3 独自利用事務として個人番号を利用するが、他機関との情報連携を行わない場合には、独自利用事務について条例を制定する必要があるものの、個人情報保護委員会への届出は不要という理解でよろしいですか。

A1.2-3 お見込みのとおり、個人情報保護委員会への届出は不要です。なお、番号法第 19 条第 11 号に基づく条例を定めることにより、同一地方公共団体の他機関に対して特定個人情報提供を提供する場合についても、個人情報保護委員会への届出は不要です。

Q1.2-4 委員会規則に基づく届出をする代わりに、法定事務の情報連携で取得した情報を、庁内連携により、独自利用事務で再び利用することは可能ですか。

A1.2-4 庁内連携では、情報提供等の記録（番号法第 23 条）が残らず、情報が必ずしも最新ではないため、情報提供ネットワークシステムで情報を取得できる場合は、情報提供ネットワークシステムを使用するようにお願いします。

なお、法定事務の情報連携で取得した情報は、庁内連携によって移転できる情報として想定していません。

#### 【地方公共団体における特定個人情報の利用について】

	番号法別表第一の事務	団体独自の事務
地方公共団体の同一機関における特定個人情報の利用 (例) A町税務課→A町福祉課	番号法第 9 条第 2 項 (庁内連携) に基づき 条例を制定すれば可能	番号法第 9 条第 2 項 (独自利用及び庁内連 携) に基づき条例を制 定すれば可能
地方公共団体の執行機関間の特定 個人情報の照会・提供 (例) B市長部局→B市教育委員会	番号法第 19 条第 11 号 に基づき条例を制定す れば可能	番号法第 9 条第 2 項 (独自利用) 及び第 19 条第 11 号に基づき条例 を制定すれば可能
地方公共団体間、地方公共団体と国 の機関等との特定個人情報の照会・ 提供 (例) A市→B市 A市→A省	番号法第 19 条第 8 号に 基づき情報提供ネット ワークシステムを通じ て行えば可能(番号法 別表第二及び別表第二 主務省令に掲げる事務 に限る。)	番号法第 9 条第 2 項 (独自利用) に基づき 条例を制定し、番号法 第 19 条第 9 号及び同号 に基づく委員会規則に 定める要件を満たせば 可能

※ 地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（平成 25 年 8 月）一部改訂

### 1. 3 独自利用事務の情報連携の効果

独自利用事務の情報連携を活用し、情報提供ネットワークシステムを使用して事務に必要な個人情報（地方税関係情報等）を取得することで、これまで住民に提出を求めていた紙媒体の添付書類（課税証明書等）を省略できるようになります。

住民にとっては、添付書類を取得し、提出する負担のほか、手数料の負担も軽減されます。また、地方公共団体にとっても、添付書類の取得に係る窓口での説明や、提出の督促等の負担が軽減されます。

特に、法定事務の「上乘せ・横出し」として実施している独自利用事務については、独自利用事務の情報連携を活用することで、はじめて全体として添付書類の削減を図ることが可能となります。

活用効果の詳細については、「独自利用事務の情報連携の活用効果について」([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji\\_jouhourenkei\\_kouka.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji_jouhourenkei_kouka.pdf)) を御参照ください。



## 2 情報連携の対象となる事務

### 2. 1 番号法及び委員会規則の要件

「1. 2 (1) 情報連携」に記載のとおり、独自利用事務については、番号法第 19 条第 9 号の規定により、いずれかの法定事務に準ずるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ることで、情報連携を行うことができます。

このように、「いずれかの法定事務に準ずる」ための要件は委員会規則において具体化されており、同規則第 2 条第 1 項各号には以下の 2 点が掲げられています。

- (1) 趣旨又は目的の同一性：当該事務の趣旨又は目的が準ずる先の法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的とおおむね同一であること（第 1 号）。

以下の 2 つの条件を満たすものとしています。

- ① 対象者が原則として一致すること。

法定事務の対象者と独自利用事務の対象者が原則として一致することが必要であることとしています。なお、独自利用事務の対象者が法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合は、この条件を満たすものと考えられます。また、対象者については、独自利用事務の根拠規範（※）において明示的に定められており、かつ、公表されているものとしています。

- ② 目的規定の書きぶりにおいて、原則としてキーワードが一致すること。

独自利用事務の根拠規範の目的において、法定事務の根拠法律の目的規定に定めるキーワードが用いられており、実態的にも一致するものと考えられることを原則必要としています。

- (2) 事務内容の類似性：当該事務の内容が法定事務の内容と類似していること（第 2 号）。

ア まず、法定事務の内容を以下の 3 つの場合に大きく分類した上で、類似性を判断します。

- ① 地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益を移転する場合）
- ② 地方公共団体からサービスを給付するものである場合（地方公共団体が直接的にサービスを給付する場合とし、委託を受けたものがサービスを給付する場合を除く。）
- ③ 地方公共団体から金銭を貸与するものである場合

イ 次に、当該法定事務に係る別表第二主務省令のどの事務手続に類似するかについて、別表第二主務省令で定める事務手続の類型（例：審査に関する事務、認定に関する事務、変更に関する事務等）との類似性をもって判断することとしています。

上記要件については、「【参考 2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」のとおり、法定事務ごとに整理しています。

※ 情報連携を行う独自利用事務の根拠となる条例や実施要綱等を「根拠規範」といいます。また、根拠規範の中で、実際にその根拠を定めている条文を「根拠規定」といいます（「5 根拠規範」参照）。

Q2.1-1 利用者から費用を徴収している給付事務について、金銭及び物品を支給するもの（経済的利益の移転）と整理することは可能ですか。

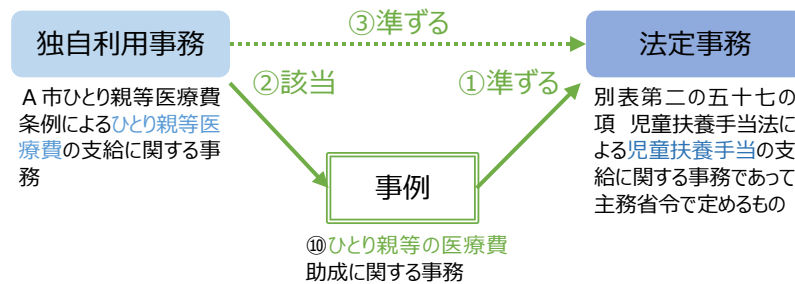
A2.1-1 徴収している費用が、市場価格より安価な場合等においては、その差額分を「支給」とみることができ、利用者負担の軽減の効果がみられるのであれば、経済的利益の移転と整理することは可能であると考えています。

## 2. 2 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

### (1) 事例とは

個人情報保護委員会では、独自利用事務の情報連携の対象となり得る事務を明確にするため、地方公共団体から要望のあった事務について、関係府省と協議の上、要件に合致する典型的な事務を「事例」として決定しています。

届出は、この事例に即して受け付けることとしており、届出の際に該当する事例を選択することで、準ずる法定事務を特定しています。

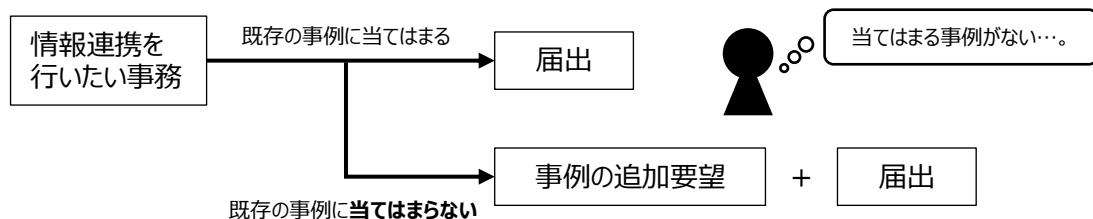


### (2) 事例の追加

平成 27 年度に地方公共団体へのヒアリングを通じて最初の事例を整理し、その後も、年1回、要望照会及び検討会の機会を設け、地方公共団体の御意見を反映し、事例の追加を検討しています。

届出に当たって、該当する事例がない場合であっても、事例に追加できると思われる事務である場合は、事例の追加を要望し、追加を待って届け出る方法があります。

※ 「【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例」の一覧に該当する事例がない場合であっても、「【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」の「事例」に「～に類する事務」（「その他の事務」）が掲げられており、届出をしようとする事務がこれに該当する場合は、事例追加を経ることなく届出ができる場合があります。



### (3) 事例の一覧

事例の一覧と、それらが準ずる法定事務については、「【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例」及び「【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」のとおりです。また、個人情報保護委員会ウェブサイトでも公表しています ([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji\\_jirei\\_list.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji_jirei_list.pdf))。

各事例に係る Q&A については、「6 事例に関する Q&A」を参照してください。

## 2. 3 事務の単位

届出をする独自利用事務の単位は、準ずる法定事務（番号法別表第二の各項）の単位です。

Q2.3-1 一つの独自利用事務が複数の法定事務に準ずるものとして届け出ることはいえますか。

A2.3-1 「独自利用事務に係る情報連携の届出について」（平成 30 年 11 月 26 日付け 個情第 1733 号）においてもお示ししましたが、情報連携の利便性を向上させるべく、一つの独自利用事務が複数の法定事務に準ずることができるものと整理しました。

ただし、複数の届出はそれぞれ別個に行うこととなることに御留意ください。

Q2.3-2 「審査」は○の項、「決定」は△の項など、事務の過程ごとに別の法定事務に準ずるものとして届け出ることはいえますか。

A2.3-2 A2.3-1 にもあるとおり、一つの独自利用事務について複数の法定事務に準ずるものとして届け出ることができるものと整理しましたので、上記のように事務の過程ごとに別の法定事務に準ずるものとして届け出ことは可能です。

Q2.3-3 複数の事例にわたる独自利用事務について、一つの条例で処理しているため、準ずる法定事務をどれか一つにまとめて届け出ことは可能ですか。

A2.3-3 届出をする独自利用事務の単位は、準ずる法定事務の単位としており、条例が同じという理由のみで、まとめて一つの独自利用事務として情報連携することはできません。

以下の場合には、法定事務と独自利用事務の趣旨・目的の同一性の観点から対象者を整理した上で、同一の条例に基づく事務であっても、準ずる法定事務ごとに分けて届け出いただく必要があります。

- ・「A市福祉医療費助成条例」に基づく事務が「児童、障がい者、高齢者」を対象とした事務である場合
- ・「B市住宅条例」に基づく事務が「公営住宅に類して設置する住宅、改良住宅に類して設置する住宅、特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅」を対象とした事務である場合など

Q2.3-4 同じ窓口やシステムで複数の独自利用事務を行う場合、まとめて一つの独自利用事務として情報連携することは可能ですか。

A2.3-4 届出をする独自利用事務の単位は、準ずる法定事務の単位としており、窓口やシステムが同じという理由のみで、まとめて一つの独自利用事務として情報連携することはできません。

### 3 情報連携の対象となる特定個人情報

#### 3. 1 番号法及び委員会規則の要件

##### (1) 情報の必要性

独自利用事務の情報連携の対象となる特定個人情報については、番号法第 19 条第 9 号の規定により、「当該事務を処理するために必要」な情報であることが求められます。

必要性については、特定個人情報の取得目的が明らかであるように、事務の根拠規範において明文で規定されていることを確認しています（「5. 2 特定個人情報の根拠」参照）。

##### (2) 同一又はその一部の範囲

独自利用事務の情報連携の対象となる特定個人情報は、準ずる法定事務及び準ずる法定事務以外の法定事務のうち独自利用事務と給付等の内容が類似しているものであって委員会規則第 2 条第 3 項各号に定める要件を満たす事務において情報連携ができる範囲と「同一又はその一部」である特定個人情報です（委員会規則第 2 条第 4 項）。

「独自利用事務と給付等の内容が類似しているもの」の要件は委員会規則において具体化されており、同規則第 2 条第 3 項各号には以下の 3 点が掲げられています。

- ① その事務において貸与又は支給の対象となる費用が、条例事務において貸与又は支給の対象となる費用と類似していること
- ② その事務において貸与し、又は支給する物品が、条例事務において貸与し、又は支給する物品と類似していること
- ③ その事務において提供する役務が、条例事務において提供する役務と類似していること

令和 2 年 12 月 28 日に委員会規則の改正を行い、準ずる法定事務の範囲を超えた特定個人情報の照会が可能となりました。例えば、独自利用事務であるひとり親等の医療費助成に関する事務において情報連携の対象となる特定個人情報は、準ずる法定事務である児童扶養手当の支給に関する事務（番号法別表第二の第 57 の項）において情報連携ができる範囲と同一又はその一部であったところ、委員会規則改正後は、準ずる法定事務以外の法定事務のうち、医療費の支給に関する事務であるという点で、給付等の内容が類似している小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（番号法別表第二の第 9 の項）において情報連携できる特定個人情報と同一又はその一部についても情報連携の対象となるケースです。

準ずる法定事務の範囲を超えた特定個人情報の照会を行うためには、「(4) 準ずる法定事務以外の法定事務において照会可能な特定個人情報の追加」に記載の手续が行われる必要がある点に御留意ください。

仮に、各団体の独自利用事務において必要な情報であっても、番号法別表第二に定められた特定個人情報以外の特定個人情報（法定事務において情報連携できない特定個人情報）について情報連携の対象とすることは、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供される特定個人情報の範囲について、他の地方公共団体の住民等の予見確保性を担

保できなくなること、情報提供ネットワークシステムをはじめとするシステム整備が他の地方公共団体や国に義務付けられ、各団体において過大な事務や負担が生じること等の理由により、法令の規定上できないこととされています。

### (3) 提供者の同一性

委員会規則第2条第3項の規定により、独自利用事務の情報連携において情報提供者となることができる者は、原則として「当該法定事務又はそれ以外の法定事務のうちその事務の内容が当該条例事務の内容と類似しているものであって次の各号のいずれかに該当するもの（次項において「法定事務等」という。）を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの」とされています（提供者の同一性）。

したがって、独自利用事務においては、番号法別表第二の第三欄に規定する情報提供者と一致している場合のみ、情報連携の対象となります。

### (4) 準ずる法定事務以外の法定事務において照会可能な特定個人情報の追加

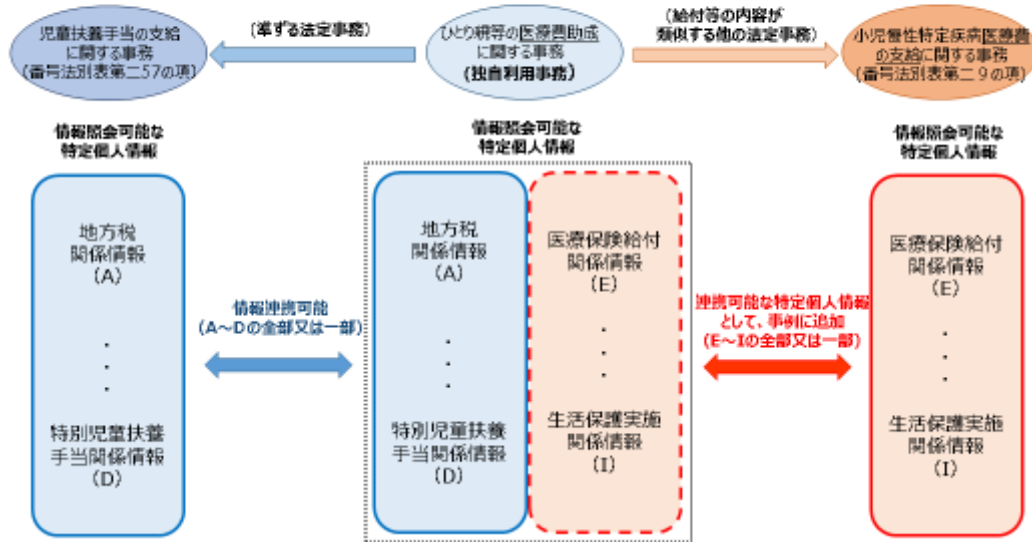
特定個人情報の範囲の拡大方法については、情報連携の対象となる独自利用事務の事例ごとに照会可能な特定個人情報の種類を追加する方式で拡大を行いますが、どの事例にどの種類の特定個人情報を追加するかについては、年1回、要望照会及び検討会の機会を設け、地方公共団体の御意見を反映する形式で検討しています。

独自利用事務の準ずる先の法定事務において照会可能な特定個人情報の範囲を超えた特定個人情報の照会を希望される団体については、要望照会に際して意見を提出してください。検討の結果、特定個人情報の範囲の拡大を決定した際には、その内容について連絡します。

なお、事例ごとに特定個人情報の追加を行い、その事例に即して届出を行っていただく必要があることから、届出の際に選択した事例に追加されていない特定個人情報については、届出を行うことができません。

○ 独自利用事務の情報連携において照会できる特定個人情報の拡大のイメージ

- 例：ひとり親等の医療費助成に関する事務（独自利用事務）において、児童扶養手当の支給に関する事務（準ずる法定事務）で照会可能な特定個人情報を超えて、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（給付等の内容が類似する他の法定事務）で照会可能な特定個人情報を照会するケース



Q3.1-1 委員会規則第2条第3項において、「提供者」は同一とありますが、「照会者」については記載がありません。法定事務における情報照会者と、独自利用事務における情報照会者は、異なる主体でもよいのですか。

A3.1-1 お見込みのとおり、情報照会者の同一性は要件ではありませんので、異なる主体でも差し支えありません。

Q3.1-2 別表第二主務省令において、例えば「納税義務者」の市町村民税に関する情報が提供の対象となっている場合に、「その配偶者や扶養義務者」又は「世帯分離者」の市町村民税に関する情報にまで範囲を拡大して取得することができますか。委員会規則第2条第4項の「特定個人情報の範囲と同一」といえますか。

A3.1-2 条例等の根拠規定において、当該事務において必要な範囲の者の情報が明示されていれば可能であると考えており、本件のような対象者の拡大は認められるものと解しているところです。

ただし、対象者を拡大する場合には、当該特定個人情報を取得及び利用することの必要性やリスクについて、各団体において事務の根拠規定に基づき慎重に検討していただくようお願いします。

なお、地方税関係情報の連携に当たっては、情報照会者において、取得する地方税関係情報の利用目的を明示した上で、地方税関係情報が必要となる者すべての本人同意を得ることが必要です（詳細は、「3.3 地方税関係情報の本人同意」参照）。

Q3.1-3 届出時点で、委員会が定めている事例に、準ずる法定事務の範囲を超えた特定個人情報の追加が行われていない場合は、準ずる法定事務で照会可能な特定個人情報以外の情報照会を希望する届出はできませんか。

A3.1-3 できません。準ずる法定事務において照会可能な特定個人情報の範囲を超えた特定個人情報の照会を行うためには、届出時点において、委員会で定める事例ごとに、照会可能な特定個人情報の追加が行われている必要があります。

なお、どの事例にどの種類の特定個人情報を追加するかについては、年1回要望照会を行い、地方公共団体の御意見を反映する形式で検討を行います。

Q3.1-4 委員会規則第2条第3項に規定されている「～又はそれ以外の法定事務のうちその事務の内容が当該条例事務の内容と類似しているもの～」とは具体的にどのようなケースが想定されますか。

A3.1-4 例えば、委員会で定める事例のうち、「⑩ひとり親等の医療費助成に関する事務」に当てはまる独自利用事務と、法定事務である「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法別表第二の第9の項)」は、両事務ともに医療費の支給に関する事務であることから、給付等の内容が類似していると考えられます。

Q3.1-5 独自利用事務の対象者の居住地を確認する場合、①住基ネットから取得する方法と②「住民票関係情報」として情報連携する方法では、どちらが適切なのですか。

A3.1-5 情報提供ネットワークシステムを使用して取得できる「住民票関係情報」は「続柄情報」及び「世帯番号」のみであるため、居住地は確認できません。住基ネットから取得することが適切と考えます。

<p><b>番号法別表第二 第一の項 第三欄が市町村長である場合の第四欄 抄</b> (前略) <u>住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項</u> (以下「住民票関係情報」という。)(後略)</p> <p><b>住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 抄</b> (住民票の記載事項)</p> <p>第7条 住民票には、次に掲げる事項について記載(前条第3項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)をする</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</u></p> <p>五～十四 (略)</p>
---

### 3. 2 特定個人情報の連携対象項目

#### (1) 連携対象項目とは

別表第二主務省令においては、情報連携の対象となる特定個人情報については、特定個人情報の単位で規定されています。例えば、地方税関係情報の場合、「市町村民税に関する情報」又は「道府県民税に関する情報」という形で規定されています。



一方、情報提供ネットワークシステムによる情報連携に当たっては、各特定個人情報を「項目」に細分化し、事務手続ごとに必要な項目に限って情報連携の対象としています（連携対象項目）。

届出に当たっては、届出事務に必要な項目が、情報連携の対象となっているかを確認する必要があります。

**(2) 連携対象項目の追加**

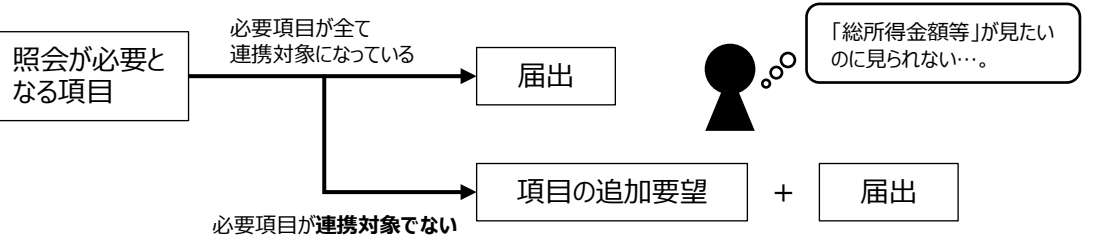
独自利用事務の情報連携の対象となる項目は、原則として準ずる法定事務において情報連携の対象とされている項目と同一の項目としています。

ただし、準ずる法定事務で照会できる特定個人情報と「同一又はその一部」の特定個人情報の範囲内である限り、準ずる先の法定事務において情報連携の対象とされている項目のほかに、独自利用事務のみにおいて情報連携の対象とする項目を追加することができます。

例えば、法定事務では「市町村民税所得割額」が情報連携の対象となっている場合に、当該法定事務に準ずる独自利用事務において「市町村民税均等割額」の提供を求めたいときは、法定事務と独自利用事務で情報連携の対象とする情報は同じ「市町村民税に関する情報」の範囲内になります。

連携対象項目の追加に当たっては、事例の追加と同様、年1回、地方公共団体に対して要望照会を行っており、当該項目を利用する必要性が要望団体の事務の根拠規範（条例、要綱等）から明確に読みとれる場合に、関係府省との協議及び検討会を経て検討することとしています。

届出に当たって、届出事務に必要な項目が情報連携の対象となっていない場合、連携対象項目の追加を要望し、追加を待って届け出る方法があります。



**3. 3 地方税関係情報の本人同意**

委員会規則第2条第4項第1号の規定により、独自利用事務の情報連携において地方税関係情報の提供を求める場合、本人の同意が必要です。当該規定は地方税法第22条を受けたものであり、地方税法上の守秘義務が解除されるのは、

- a) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
- b) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合

に限られています。

独自利用事務については、根拠「法律」が存在しないため、前述の a) の場合に該当せず、本人の同意が必要となるところです。

Q3.3-1 番号法第 19 条第 8 号の情報連携において、本人同意が必要な事務とはどの事務になるのですか。

A3.3-1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号）第 60 条に基づく内閣府・総務省共同告示において、明文で規定されています。

Q3.3-2 本人同意を得るに当たっては、申請書とは別に「同意書」という形式を採る必要がありますか。

A3.3-2 「独自利用事務にかかる情報連携において地方税関係情報を連携する場合の同意について」（平成 29 年 6 月 12 日付け個情第 843 号）において、参考資料として同意書をお送りしておりますが、当該同意書においても「（この用紙は同意書の一例であり、）既存の申請様式に同意欄を追加しても差し支えありません」と記載されているとおり、必ずしも「同意書」という形式を採る必要はありません。

Q3.3-3 初年度に申請書を提出し、次年度以降は現況届を提出する独自利用事務において、本人同意は初年度のみ取得すればよいですか。

A3.3-3 関係府省から、同意が必要なものはその都度同意を取得することが原則である旨聞いています。したがって、毎年申請に来られる場合、その都度同意を取得することが原則です。

ただし、A3.3-2 にもあるとおり、同意書の様式は任意であるため、同意の取得方法を工夫し、現況届に係る事務についても初年度に同意を取得しておく等の手法は考えられます。

Q3.3-4 既に亡くなられた方の地方税関係情報を照会したい場合、本人同意についてはどのように取り扱えば良いですか。

A3.3-4 亡くなられた方の課税情報であっても守秘義務の対象になる可能性があると考えられるため、地方税法の守秘義務の規定を踏まえ、遺族等の同意を得るなど、貴団体の判断により適切に対応してください。

## 4 届出手続

### 4. 1 届出手続の流れ

新たに独自利用事務の情報連携を行う場合、おおむね以下の手続による必要があります。

※ 手続を行う団体（機関）については、「4. 3 届出の主体」を参照してください。

#### ① 事前準備

各団体は、番号条例を制定します（※）。また、当該事務に係る特定個人情報保護評価等を行います（「4. 4 特定個人情報保護評価等の実施」参照）。

必要な庁内準備事項については、「独自利用事務の情報連携の利用開始に必要な庁内準備事項について」（[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji\\_riyoukaishi\\_junbi.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dokuji_riyoukaishi_junbi.pdf)）を参照してください。

※ 番号条例の公布・施行時期については、Q5. 1-1 及び Q5. 1-2 を参照してください。

#### ② 届出

各団体は、年3回の届出の照会に対して、委員会規則第3条第1項各号に掲げる事項を、個人情報保護委員会の定める様式により個人情報保護委員会に届け出ます（「4. 2 届出等の種類・受付期間」参照）。

届出は、独自利用事務システムから行ってください。独自利用事務システムで届出を行うにはアカウント登録が必要です。アカウント登録や届出書作成の方法等の詳細については、届出の照会の通知に添付する「独自利用事務システム操作手順書」等を参照してください。

#### ③ 届出の確認

個人情報保護委員会は、提出された届出書を確認し、必要に応じて届出団体に説明や訂正を求めます（委員会規則第3条第2項）。

#### ④ 届出結果の通知

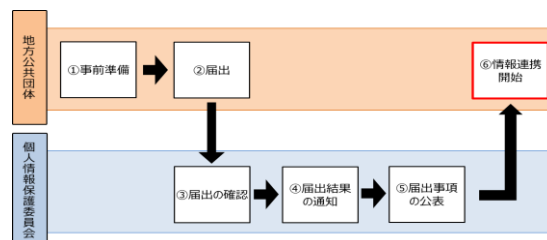
個人情報保護委員会は、届出事項が委員会規則で定める要件を満たすと認めたときは、その旨を内閣総理大臣に通知する（委員会規則第3条第3項）とともに、届出団体にお知らせします。

#### ⑤ 届出事項の公表

個人情報保護委員会は、④の結果通知後に、届出書を公表します（「4. 5 届出書の公表」参照）。

#### ⑥ 情報連携開始

情報連携の開始時期は、届出からおおむね10箇月後です。予定時期については、事前に連絡するほか、届出の照会の際にもお示しします。また、開始時期が近づき次第、具体的な日付を連絡します。



委員会規則第3条第1項に基づく届出書

...

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	○ 知事      ● 市区町村長等	
2. 都道府県名		...
3. 市区町村名		...
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号		...
6. 独自利用事務の対象者		
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日		...
8. 保護評価の実施の有無		▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="http://xxx.yyy.jp">http://xxx.yyy.jp</a>	
12. 委任関係	○	▼

執行機関名

入力チェック
CSVから取り込み
CSVに出力

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称		
②番号法別表第1の項		
③番号法別表第2の項		
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所		
⑥事務の趣旨又は目的		
⑦独自利用事務の関連規範		

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②事務の内容		
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
備考		

**【届出書の様式（部分）】**

※ 変更の届出の場合は、本様式に加えて、変更届の提出が必要です。また中止の届出の場合は、中止届のみの提出となります。

#### 4. 2 届出等の種類・受付期間

独自利用事務の情報連携に係る届出等には以下の種類があり、届出書の差し替え（軽微な変更）を除き、年3回の受付期間に受け付けています。

各年度のおおむねの受付期間は、事前に連絡します。また、受付期間ごとに届出を照会する通知を発出し、届出の様式や届出書の作成方法についてお示ししますので、当該通知に対して届けてください。

届出等の種類	概要	受付期間	届出方法
新規の届出	これまで情報連携を実施していない独自利用事務において情報連携を開始する場合に、個人情報保護委員会に届け出る。	年に3回の 受付期間	独自利用事務システムに届出事項を登録
変更の届出	届出事項について事例又は提供を求める特定個人情報のいずれかに変更（追加又は削除する場合を含む。）がある場合に、個人情報保護委員会に届け出る。		
中止の届出	既存の届出に係る事務を処理している機関が当該事務を処理しないこととなる場合など、情報連携を行わないこととした場合に個人情報保護委員会に届け出る。		
届出書の差し替え (軽微な変更)	変更の届出に該当する場合以外の軽微な変更（条例や各種根拠規範の改正による号ずれの修正等）について、個人情報保護委員会に修正後の届出書を提出する。	随時受付	

Q4.2-1 どのような変更について、委員会規則第3条第5項の届出が必要となりますか。

A4.2-1 届出書記載事項のうち、独自利用事務の事例番号又は提供を求める特定個人情報のいずれかに変更（廃止を含む。）がある場合を想定しています。

Q4.2-2 今後、番号法の改正、主務省令の改正があると、独自利用事務として定めるべき事務の内容が変更する可能性があります。その際には、再度届け出る必要がありますか。

A4.2-2 独自利用事務の内容の変更により、準ずる法定事務が変更になる場合、連携する特定個人情報について変更がある場合には、変更の届出をする必要があります。

Q4.2-3 既に届け出た届出書について、条例の改正によって条例名や事務名の変更、根拠規範の号ずれ等が発生した場合に、届出書の差し替えを行うにはどうすればいいでしょうか。

A4.2-3 届出書の記載事項のうち、事例番号、提供を求める特定個人情報及び事務に変更がない場合は、届出書の差し替え（軽微な変更）として随時受け付けています。提出後、問題がないことが確認できた場合、その旨を連絡しますので、その後に各団体においてお手元の届出書との差し替えをお願いします。

なお、届出書の差し替えを行う際の提出資料は、届出書及び根拠規範のみで差し支えありません（変更届は不要）。

Q4.2-4 届出書の添付書類として提出した番号条例や根拠規範の改正がありましたが、届出書の記載事項に変更はありません。この場合、番号条例や根拠規範を差し替える必要はありますか。

A4.2-4 届出書の記載事項に変更がない場合、番号条例や根拠規範を差し替える必要はありません。

Q4.2-5 別表第二主務省令の改正に伴い、届出書に記載の主務省令に号ずれが発生した場合には届出書の差し替えを行う必要はありますか。

A4.2-5 必要ありません。

#### 4. 3 届出の主体

届出の主体は、事務の実施主体です。通常、事務の実施主体と事務の権限主体は一致しますが、事務の実施主体が情報提供ネットワークシステムへの接続端末の権限主体と異なる場合は、届出主体が情報提供ネットワークシステム上の照会許可対象となるため、実際に情報連携を行う接続端末の属する主体で届け出てください。

事務の実施主体と権限主体が異なる例として、執行機関間（首長部局⇔教育委員会）で補助執行をする場合などがありますが、補助執行の場合を含め、事務の委任関係（※1）が生じている事務については、情報照会の主体（委任先）から届け出ることとします。

また、事務処理特例（※2）の場合は、都道府県ではなく、実際に事務処理（情報連携）を行う市区町村（権限移譲を受けた側）から届け出ることとします（※3）。この場合、届出書様式の「12. 委任関係」に記入するとともに、「1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等－⑦関連する根拠規範」において、事務の根拠となる関連規範のほか、事務処理特例条例等も記載してください。また、末尾の備考欄に事務処理特例を活用している旨記載してください。

※1 事務の委託（地方自治法第252条の14）、代替執行（同法第252条の16の2）等

※2 事務処理特例（地方自治法第252条の17の2）

※3 当該独自利用事務に係る特定個人情報保護評価の実施主体については、「特定個人情報保護評価指針の解説」の第3を参照の上、御判断ください。

Q4.3-1 既に届け出た事務について、組織改編により事務の権限が教育委員会から首長部局に移りました。この場合、再度届け出る必要がありますか。

A4.3-1 このように、情報連携を行う執行機関が変わった場合、現在当該事務を処理している機関は中止の届出をした上で、新たに当該事務を処理することとなる機関が別途新規の届出をする必要があります。

Q4.3-2 既に届け出た事務が、他の地方公共団体の機関に移譲されることとなった場合（新設合併、事務処理特例条例、組合の設置等）、どのように取り扱えばよいですか。

A4.3-2 現在事務を処理している機関が今後当該事務を処理しない場合は、中止の届出をする必要があります。

また、事務の移譲先の地方公共団体の機関は、情報連携の実施の必要性を判断した上で、番号条例を制定し、別途新規の届出をしてください。

Q4.3-3 届出をした地方公共団体が、①中核市移行、②市制施行します。それぞれの場合において、既に届け出た事務について、再度届け出る必要がありますか。

A4.3-3 ①の中核市移行の場合は、再度届け出る必要はありません。

②の市制施行の場合、地方公共団体の名称が変更されているため、情報連携の開始日が市制施行に間に合うように変更の届出をしてください。

Q4.3-4 地方公共団体の名称が変わりました。この場合、既に届け出た事務について、再度届け出る必要がありますか。

A4.3-4 変更の届出をしてください。

#### 4. 4 特定個人情報保護評価等の実施

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、特定個人情報ファイルを保有する前（※）に、特定個人情報保護評価の実施が必要です。

※ システム用ファイルを保有する場合は遅くともプログラミング開始前。既存の評価書の変更により対応する場合、全項目評価書又は重点項目評価書の場合は当該変更が「重要な変更」に該当するかに御留意ください。「重要な変更」に該当する場合、評価の再実施が必要になります。詳細は「特定個人情報保護評価指針」を参照してください。

独自利用事務の情報連携の実施に当たっては、届出時点では特定個人情報を保有していない場合であっても、届出により情報連携を実施する団体を情報提供ネットワークシステムに登録することとなるため、原則として、届出期限までに特定個人情報保護評価を実施した上で、届出書に実施状況を記載していただく必要があります。

なお、やむを得ず、届出期限までに特定個人情報保護評価を実施することができない場合は、届出書の「8. 保護評価の実施の有無」欄を「1:有」としたうえで、「9. 評価書番号」及び「10. 保護評価書の名称」には実施予定の内容を、「11. 保護評価書の URL リンク」には「令和〇年〇月実施予定」と保護評価の実施時期を記載し、実施後、個人情報保護委員会での確認までに届出書を差し替える等の対応が考えられます。

このほか、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づく安全管理措置

の実施（番号法第 12 条）が必要になります。

#### **4. 5 届出後の公表**

委員会規則第 3 条第 4 項において、個人情報保護委員会は届出内容を公表することとされています。

届出内容の公表は、届出事項が委員会規則で定める要件を満たすと認められ、内閣総理大臣に通知した後、届出書を公表する形で行います。これは、一般国民及び情報提供者となりうる他の行政機関並びに地方公共団体が、独自利用事務の情報連携の対象となる事務の内容（届出のあった内容）を具体的に知りうる状況にあることが望ましい（公知性に資することから、届出内容だけでなく「届出書」を公表することとしているものです。

上記公表は個人情報保護委員会事務局において、独自利用事務システムにより行いますので、届出団体での公表は任意となります。



## 5 根拠規範

### 5. 1 事務の根拠規範

情報連携を行う独自利用事務の根拠となる条例や実施要綱等を、「事務の根拠規範」といいます。

事務の根拠規範における趣旨又は目的や対象者等の規定をもとに、趣旨又は目的の同一性及び事務内容の類似性を確認することになります。

Q5.1-1 届出をする際、条例、規則、要綱等は、「施行」されている必要がありますか、それとも「公布」されていればよいですか。

A5.1-1 「公布」されていれば足りると考えています。

Q5.1-2 根拠規範はいつまでに「施行」されている必要がありますか。

A5.1-2 施行時期について特段制限はありませんが、根拠規範が施行されていないと届出を行った事務について情報連携することはできません。したがって、少なくとも情報連携開始日までに施行されている必要があります。

Q5.1-3 事務の根拠規範は、条例で定められている必要がありますか。規則や要綱で定められていても情報連携することは可能ですか。

A5.1-3 番号条例をどのように規定するかにもよりますが、一般的に、ある条例で定める事務については、条例で定められていることが、通常の法令上の規定の仕方ではないかと考えられますので、番号条例が定める対象事務の根拠も、条例で規定されていることが望ましいと考えています。

ただし、当該番号条例において、当該事務の根拠となる規則や要綱等の内容を番号法別表第二と同程度の粒度で書き下し（※）、当該条例を制定する地方公共団体において内容が特定できることとし、かつ、公知性を担保するため、インターネット等でその内容が公表されていれば、情報連携は可能であると考えています。

なお、独自利用事務システム運用開始後の届出に関しては、届出書の公表とともに届出の際に添付いただいた根拠規範も公表されるため、上記要件を充足させる趣旨では、届出団体での根拠規範の公表は任意となります。

※ 番号法別表第二と同粒度で書き下した例は以下のとおりです。どこまでの粒度で書き下すかについては、各団体において適切に判断していただくようお願いします。

「別表第一（第〇条関係）「私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの」

Q5.1-4 A5.1-3 で「公知性を担保するため、インターネット等でその内容を公表する」とありますが、届出団体において公表する場合（独自利用事務システム運用前の届出に関

するもの等)、インターネット以外では何が想定されますか。窓口で要綱等を閲覧できるようにするという対応は可能ですか。

A5.1-4 全ての人が自由に閲覧・視聴できる必要があるため、基本的にはインターネットでの公表を想定しています。御質問のように、窓口にいらした方のみ閲覧できるだけでは、公知性が担保されているとは認められないものと考えています。

Q5.1-5 届出団体において要綱等を公表する際、公表するのは関係条文の抜粋でよいですか。条文全て公表しなければいけないですか。

A5.1-5 住民や他の地方公共団体にとって分かりやすいよう、事務の根拠規範は全体を公表することが望ましいと考えていますが、各団体において必要な関係条文を抜粋していただくことは差し支えありません。

Q5.1-6 根拠規範に、「2.1 委員会規則の要件」でいう「キーワード」がないのですが、趣旨又は目的が同一であることは間違いありません。なお、当該事務における根拠規範は条例であるため、このためだけに改正を行うのは現実的ではありません。この場合、どのように対応すればよいですか。

A5.1-6 根拠規範の内容から、準ずる法定事務の趣旨又は目的と、独自利用事務の趣旨又は目的が同一であること及び実態があることが明らかであれば、「キーワード」が一致していない場合でも、要件を満たしうると考えています。

Q5.1-7 事務の根拠規範で、対象者の範囲について、「～と市長が判断したもの」としか規定されておらず、対象者が明確には読み取れません。

この場合において、対象者を明確にするため、番号条例施行規則において対象者の範囲を規定したときは、対象者が明示されているものと考えていることは可能ですか。それとも、やはり根拠規範を改正しなければいけないのですか。

A5.1-7 基本的には、対象者の範囲は根拠規範において明確に規定されているものと考えられますが、以下の例のように、当該番号条例に係る細則を定める施行規則等の規範において具体的に規定する場合には、対象者が特定されているものと判断することも可能であると考えています。

なお、根拠規範において何らの対象者の規定がなく、番号条例又は施行規則においてのみ対象者の範囲を規定するような場合（根拠規範と整合性がない場合）までも、対象者が明示されているものと考えているわけではありませんので御注意ください。

<例>

根拠規範 (〇〇条例)	△条 療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と市長が判断したもの
番号条例施行規則	〇〇条例第△条の療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と市長が判断したものは、医療機関が発行する診断書により発達障害を有すると認められるものとする。

Q5.1-8 「行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務」は国からの通知（昭和 29 年 5 月 8 日付社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づいていますが、当該通知を情報連携に係る根拠規範とすることはできますか。

A5.1-8 御質問の場合、当該通知を根拠規範とすることは差し支えないと考えますが、各地方公共団体において、法規担当等と御相談の上、適切に御判断ください。

なお、当該通知を根拠規範とする場合、同通知は厚生労働省法令等データベースサービス（<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>）にて公表されていることから、各団体において公表する必要はないものと考えています（各団体において、自主的に公表していただくことを妨げる趣旨ではありません。）。

また、上記において、当該通知を根拠規範とした場合は、届出の添付書類として、上記の通知（「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知））を提出してください。

## 5. 2 特定個人情報の根拠

情報連携を行う（届出を行う）独自利用事務については、従前の事務において、市民等の申請者から添付書類として所得証明書等の提出を求めていたものを、情報連携による情報取得に代えることとなりますが、特定個人情報の取得目的が明らかであるように、当然事務の根拠規範上も添付書類や支給要件として明文で規定されていることが必要です。

Q5.2-1 当該特定個人情報を取得及び利用できる根拠が、条文から明確に読み取れません。このような場合でも、特定個人情報を取得することはできますか。

A5.2-1 当該特定個人情報を取得及び利用できる根拠が、条文から明確に読み取れない場合、取得は認められないものと考えています。

Q5.2-2 事務の根拠規範は条例ですが、独自利用事務の情報連携を行う特定個人情報を取得及び利用できる根拠規定が規則等の下位規範に委任されている場合は、届出書の記載はどうすればよいですか。

A5.2-2 条例及び下位規範の両方を届出書に記載してください。

Q5.2-3 特定個人情報を取得及び利用できる根拠規定として、「市長が別に定めるもの」としか記載されていない場合でも、特定個人情報を取得できますか。

A5.2-3 当該特定個人情報を取得及び利用できる根拠が、条文から明確に読み取れないため、取得は認められないものと考えています。

Q5.2-4 根拠規定が条文ではなく、申請書などの様式にしか記載されていない場合でも、特定個人情報を取得できますか。

A5.2-4 当該特定個人情報を取得及び利用できる根拠が、条文から明確に読み取れないため、取得は認められないものと考えています。

ただし、①当該特定個人情報を取得する旨が記載されている申請書などの様式が根拠規範の中であらかじめ規定されており、当該様式を用いることが条文で規定されている場合であって、②根拠規範に規定されている事務の内容に照らして、当該特定個人情報が利用される範囲が合理的に推測できる程度に特定されているときは、取得が認められるものと考えています。

Q5.2-5 県から補助金を受けるために地方税関係情報を取得しているのですが、当該情報を取得できる根拠規定がありません。この場合でも、特定個人情報を取得できますか。

A5.2-5 申請者に対して県の事業の要綱が明示されている場合については、申請者にとって地方税関係情報の利用根拠が明らかとなっているため、取得は認められるものと考えています。

Q5.2-6 根拠規範において、提供を求める情報についてどの程度の粒度で記載されていれば、「特定個人情報を取得できる根拠」と認められるのですか。例えば要綱等において「助成を受ける者の要件」として「市県民税の所得割非課税の者」と明記している場合には、その規定が地方税関係情報を取得できるための根拠と認められますか。

A5.2-6 各団体において責任をもって規定していただければ問題ないものと考えています。なお、御質問の場合は、根拠として認められると考えます。

なお、このほか条文から明確に読み取れる例としては、以下の場合などが考えられます。

- ・住民票関係情報：対象者について「世帯主」、「保護者」、「子ども」など、世帯の続柄に関連する語が規定されている場合
  - ※ 情報提供ネットワークシステムを用いて取得できる住民票関係情報は、続柄情報と世帯番号のみであり、住所情報は取得できないため、対象者について「住所」と規定されていることをもって住民票関係情報を照会することはできません。
- ・地方税関係情報：対象者について「前年の所得が〇〇で定める額を超える者」と規定されている場合
- ・生活保護関係情報：対象者について「生活保護法による保護を受けていない者」と規定されている場合

## 6 事例に関するQ & A

### 6. 1 一般

Q6.1-1 情報連携を行う事務について、「法定事務」なのか「独自利用事務」なのか判断が付きません。このような場合は、個人情報保護委員会に確認すればよいですか。

A6.1-1 法定事務の根拠法律を所管する関係府省に御確認ください。

Q6.1-2 子どもの医療費助成の事務について番号法別表第二の第9の項や第74の項に準ずることができる場合など、準ずる法定事務が複数示されている独自利用事務について、どちらを選択するのが適切ですか。

A6.1-2 各団体において、根拠規範の規定や必要な特定個人情報を精査した上で、適切な方を選択してください。なお、A2.3-1にもあるとおり、一つの独自利用事務について複数の法定事務に準ずるものとして届け出ることができますので、両方を選択することも可能です。

### 6. 2 子ども・子育て関係

Q6.2-1 認可外保育施設は、事例の「保育所等」に該当するものと考えてよろしいでしょうか。

A6.2-1 「保育所等」に該当するものと考えています。

Q6.2-2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、事例の「幼稚園」又は「保育所等」に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。

A6.2-2 幼稚園型認定こども園は「幼稚園」に、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園は「保育所等」に含まれるものと考えています。

### 6. 3 障害・介護関係

Q6.3-1 番号法別表第二の10及び11の項の「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務」と「児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務」は、何が違うのですか。

A6.3-1 番号法別表第二の10及び11の項においては、それぞれ「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務」と「児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務」の事務が規定されています。

これらの事務は内容が異なっており、前者の性質は「①障害児の保護者が通所給付決定を受け、当該保護者が給付費（金銭）の支給を受ける場合」であり、後者の性質は「②市町村がやむを得ない事由により措置を行う（サービスを提供する）場合」です。

なお、独自利用事務が法定事務に準ずるかについては、事務内容の類似性を判断することになりますので、「①障害児の保護者が通所給付決定を受け、当該保護者が給付費（金銭）の支給を受ける場合」と「②市町村がやむを得ない事由により措置を行う（サービス

を提供する) 場合」とに分けて事例の整理を行っています。

Q6.3-2 番号法別表第二の 67 と 108 の項の事例に記載のある「心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務」について、「掛金の減免」だけではなく、加入に関する審査において情報連携することはできますか。

A6.3-2 要件である「独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合」を満たさないとと思われるため、情報連携は難しいと考えています。

Q6.3-3 障害者等に対する電話・寝具の貸与の事務において、「貸与」とありますが、原則として返還する必要がないため実質的には「支給」に近いものとなっています。このような場合に、「支給」とみなして番号法別表第二の 108 の項の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」に準ずることは可能ですか。

A6.3-3 お見込みのとおり「支給」とみなし、上記法定事務に準ずることが可能と考えています（高齢者に対する場合も同様）。

Q6.3-4 番号法別表第二の 94 の項の「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」のうち「保険給付のうち、市町村特別給付の支給に関する事務」と「地域支援事業の実施に関する事務」並びに番号法別表第二第 108 の項の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」のうち「地域生活支援事業の実施に関する事務」については、主務省令が制定されておりませんが、独自利用事務として情報連携を行うことは可能ですか。

A6.3-4 介護保険法に基づく「市町村特別給付の支給に関する事務」、「地域支援事業の実施に関する事務」及び障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業の実施に関する事務」については、独自利用事務として条例で制定されており、委員会規則で定める要件を満たす場合、当面の措置として独自利用事務の情報連携が可能となるよう関係府省と整理したところです。

なお、介護保険法に基づく「地域支援事業の実施に関する事務」のうち、「実施の要件確認」及び「利用料の請求」については、主務省令に追加されました。該当する事務は届出が不要となり、番号法に基づき情報連携可能となりました。

※ 情報連携を行う場合には、独自利用事務として条例で制定する必要がありますので、御注意ください（情報連携が不要の場合は、番号法別表第一及びこれに係る主務省令を根拠に個人番号を利用することが可能であるため、条例の制定は不要です。）。

Q6.3-5 【参考 2】の 14(1)①に記載されている「なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合」とはどのような場合ですか。

A6.3-5 紙おむつなどの介護用品を介護者に支給する場合等を想定しています。なお、介護者に対して慰労金を支給する事務のような場合は、その趣旨について「当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合」と判断するのは難しいものと考えています。

#### 6. 4 住宅関係

Q6.4-1 番号法別表第二の 31 の項の「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」について、別表第二主務省令第 22 条第 11 号で「公営住宅法第 48 条の条例で定める事項に関する事務」と規定されていますが、この範囲はどのように判断すればよいのですか。

A6.4-1 関係府省から、「公営住宅法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅に関する事務（国の補助が入っている住宅に関する事務）」が対象であり、「それ以外の住宅に関する事務（国の補助が入っていない住宅に関する事務）」は公営住宅法第 48 条で定める事項に関する事務には該当しないと聞いています。

Q6.4-2 番号法別表第二の 54 の項の「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務」に準ずる事例である「地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務」とは、具体的にどのようなものですか。

A6.4-2 小規模住宅地区改良事業や改良住宅等改善事業など、公共事業等の執行に伴い住宅に困窮することとなった者を対象にする事業などが考えられます。

#### 6. 5 教育関係

Q6.5-1 授業料等の「免除」の事務は、支援金等の「支給」の事務に類似していると判断してよろしいですか。

A6.5-1 「経済的利益の移転」という意味で、類似と見ることができると考えています。

Q6.5-2 番号法別表第二の 113 の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」は、申請者に対して支給することとされていますが、独自利用事務において、高校等の設置者に対して補助金を支出する方式を採用することは可能ですか。

A6.5-2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 7 条に「支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。」とあり、法定事務の事務実施においても同様とされていることから、類似と見ることができると考えられます。

Q6.5-3 番号法別表第二の 113 の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずる事務として届け出る場合、対象者を大学生や専門学校等まで広げることが認められますか。

A6.5-3 「中等教育」と「高等教育」とで対象者及び目的が異なっていることから、大学

生や専門学校等まで対象を広げることは難しいと考えています。ただし、高等専門学校（第一学年から第三学年まで）や専修学校の高等課程等は、法定事務と同様に対象となります。

Q6.5-4 高等学校等の学び直し等のための就学支援金の支給に関する事務の場合、対象者の年齢に上限はありますか。

A6.5-4 独自利用事務の根拠規範において具体的に定められていれば、上限はありません。

Q6.5-5 独自利用事務の「学資の貸与に関する事務」について、卒業後の返還免除規定があります。この場合「貸与」を「支給」とみなして、番号法別表第二の113の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずることは可能ですか。

A6.5-5 当該貸与が無利子であり、かつ、卒業後の返還免除規定がある場合のように、「貸与」であっても実質的に「支給」と認められる場合には、準ずるものと考えていることは可能であると考えています。なお、「貸与」として、番号法別表第二の106の項「独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務」に準ずることも可能です。

Q6.5-6 通学費の補助金の支給に関する事務について、番号法別表第二の113の項の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」に準ずることは可能ですか。

A6.5-6 委員会規則で定める要件を満たすのであれば、可能と考えています。

Q6.5-7 就学援助に関する事務について、なぜ医療費だけ独自利用事務の情報連携の対象とならないのですか。医療費もまとめて対象とすることは可能ですか。

A6.5-7 就学援助の医療費については、番号法別表第二の38の項「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務」として定められており、法定事務として情報連携ができるため、独自利用事務の情報連携の対象とはならないと考えられます。

Q6.5-8 情報連携の対象となる独自利用事務の事例として記載されている「特別支援教育就学奨励費に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）」について、独自利用事務として条例を定める場合、どのように規定すればよろしいですか。

A6.5-8 以下のとおり、関係府省から条例の参考例が情報提供されたと聞いています。

【都道府県】特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

【市町村】小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の



就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

Q6.5-9 「特別支援教育就学奨励費に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）」について、独自利用事務として情報連携を行う場合、次の者は対象になりますか。

- ①特別支援学校の小学部及び中学部のうち法定事務の対象とならない児童生徒又はその保護者
- ②特別支援学校の幼稚部及び高等部の専攻科の幼児生徒又はその保護者
- ③小・中学校及び中等教育学校前期課程の特別支援学級に在籍する児童生徒又はその保護者
- ④小・中学校及び中等教育学校前期課程の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒又はその保護者

A6.5-9 いずれも対象とすることができます。

## 6. 6 難病関係

Q6.6-1 「肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務」及び「特定疾病の医療費助成に関する事務」について、「難病患者の医療費助成に関する事務」として届出することは可能ですか。

A6.6-1 【参考2】の20(1)①に記載されているとおり、当該事務の対象者は、「おおむね難病の患者に対する医療等に関する法律第一条に定める「難病の患者」に該当する者又は不妊治療を行っている者若しくは行おうとする者」です。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第1条に定める「難病」とは、「①発病の機構が明らかでなく、かつ、②治療方法が確立していない希少な疾病であって、③当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする事となるものをいう。」とあります。

したがって、地方公共団体の責任において、上記の要件を満たすと判断した場合、質問にある2事務についても「難病患者の医療費助成に関する事務」として届出することは可能です。

なお、「肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務」については、番号法別表第二の97の項に準ずるものとして届出いただくことが望ましいものと考えます。

Q6.6-2 「定期検査費助成に関する事務」について、「難病患者の医療費助成に関する事務」として届出することは可能ですか。

A6.6-2 以下の規定より、「定期検査費」についても「医療費」として届出することは可能です。

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）抄 （医療費の範囲）
-----------------------------------

第 207 条 法第七十三条第二項（医療費の範囲）に規定する政令で定める対価は、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他財務省令で定める状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。

一 医師又は歯科医師による診療又は治療

二～七 （略）

【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例

( ) 内は準ずる番号法別表第2の項

《 》内は給付等の内容が類似する番号法別表第2の項

第55回特定個人情報保護委員会  
(平成27年8月6日)  
第2回個人情報保護委員会  
(平成28年2月15日)  
第18回個人情報保護委員会  
(平成28年9月16日)  
第34回個人情報保護委員会  
(平成29年3月27日)  
第40回個人情報保護委員会  
(平成29年6月30日)  
第136回個人情報保護委員会  
(令和2年2月26日)  
第146回個人情報保護委員会  
(令和2年6月24日)  
第152回個人情報保護委員会  
(令和2年9月16日)  
第177回個人情報保護委員会  
(令和3年6月30日)  
第246回個人情報保護委員会  
(令和5年6月28日)  
第252回個人情報保護委員会  
(令和5年8月30日)

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、70、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
- ⑦ 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (31)
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務) 以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務 (補助金に係る事務) (37)
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65) 《9》
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)

- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 (63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)
- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務 (67、68、108、109)
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務 (67、68、108、109)
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務 (67、68、108、109)
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務 (67、68、108、109)
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (67、68、108、109)
- ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務 (67、68、108、109)
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務 (94) 《9》
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務 (94)
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。)) (94)
- ※ 介護保険法に基づく地域支援事業(法定事務に係るものを除く。)及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務 (97)
- ㉔ 学資の貸与及び支給に関する事務 (106)
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務 (106、113)
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務 (106、113)
- ㉗ 就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。) (113) 《106》
- ㉘ 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。) (113、116)
- ㉙ 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。) (116)
- ㉚ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(法定事務に係るものを除く。) (116)
- ※ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(法定事務に係るものを除く。)については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を

施するものである。

- ③① 難病患者の医療費助成に関する事務（120）
- ③② 不妊治療費用の補助に関する事務（120）
- ③③ 地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）（85の2）
- ③④ 妊産婦の医療費助成に関する事務（70）《9》
- ③⑤ 私立中学校等修学支援に関する事務（113）
- ③⑥ 高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務（106、113）
- ③⑦ 職業能力開発に係る費用の助成に関する事務（71）
- ③⑧ 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務（96）
- ③⑨ 国民健康保険の被保険者を対象とした健康診査の受診費用の助成に関する事務（42）
- ④⑩ 結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務（116）

## 【参考2】情報連携の対象となる独自利用事務の事例について

令和5年8月30日時点

### 1 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

#### (1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

##### ① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、児童福祉法第四条第一項に定める「児童」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

##### ② 独自利用事務の目的が、児童等の健やかな育成である場合（独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

#### (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 子どもの医療費助成に関する事務

イ 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

※この事例は、上記(1)及び(2)の条件を満たすものである。以下各項において同じ。

### 2 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の十及び十一の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

#### (1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

##### ① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、児童福祉法第四条第二項に定める「障害児」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に

定められている場合

- ② 独自利用事務の目的が、障害児等の健やかな育成である場合（独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合  
独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：障害児通所給付費等の支給に関する事務又はこれに類する事務

### **3 児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の十及び十一の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

- (1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合
  - ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
    - （ア）独自利用事務の対象者が、児童福祉法第四条第二項に定める「障害児」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
    - （イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
  - ② 独自利用事務の目的が、障害児等の健やかな育成である場合（独自利用事務の根拠規範において「育成」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合  
地方公共団体からサービスを給付するものである場合（地方公共団体が直接的にサービスを給付する場合とし、委託を受けたものがサービスを給付する場合を除く。）

事例：障害福祉サービスの提供に関する事務又はこれに類する事務

### **4 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の十八の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

- (1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合
  - ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
    - （ア）独自利用事務の対象者が、予防接種法第二条で定める「予防接種」を行った者又は行おうとする者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

- (イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
- ② 独自利用事務の目的が、対象者の健康の保持である場合（独自利用事務の根拠規範において「健康の保持（増進）」、「疾病発生（まん延）の予防」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合  
独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：予防接種に係る実費の徴収に関する事務又はこれに類する事務（法定事務に係るものを除く。）

## **5 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の二十六の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

- (1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合
- ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
- （ア）独自利用事務の対象者が、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」（以下この項において「通知」という。）に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務の対象者である外国人である場合
- （イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
- ② 独自利用事務の目的が、通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護である場合
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合  
独自利用事務の内容が、通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務である場合

事例：通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

## **6 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の三十一の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。



(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、公営住宅法第一条に定める「住宅に困窮する低額所得者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合（独自利用事務の根拠規範において「住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸」、「生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務である場合（地域リロケーション住宅等について上記対象者を入居させるものとして明示的に規定されている場合を含む。）

事例：地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

## **7 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の三十七の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項に定める学校又は小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に就学する者の保護者等であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象の学校に就学する者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事

務（補助金に係る事務）である場合

事例：特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

## **7-2 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の四十二の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、国民健康保険法第五条に定める「被保険者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合（なお、国民健康保険法第六条に定める者を除く。）

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の社会保障及び保健の向上である場合（独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進（向上）」、「健康の保持（増進・向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：国民健康保険の被保険者を対象とした健康診査の受診費用の助成に関する事務

## **8 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の五十四の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、住宅地区改良法に準じるものとして地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に

定められている場合

- ② 独自利用事務の目的が、住宅地区改良法に準じるものとして地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合（独自利用事務の根拠規範において「地方公共団体が行う事業の執行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困窮すると認められる者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸」、「生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務である場合

事例：地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

## 9 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の五十七の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

- (1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

- ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、児童扶養手当法第一条に定める「父又は母と生計を同じくしていない児童」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

- ② 独自利用事務の目的が、児童等の健やかな成長である場合（独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア ひとり親等の医療費助成に関する事務

イ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

## 10 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十三の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条に定める「母子家庭等及び寡婦」であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進である場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「生活の安定」、「経済的自立」又はこれらに類する語により規定されている場合)

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭を貸与するものである場合

事例：母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務又はこれに類する事務

## 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法別表第二の六十五の項)に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法第一条に定める「母子家庭等及び寡婦」であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進である場合(独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進(向上)」、「保健の向上」、「健康の保持(増進、向上)」又はこれらに類する語により規定されている場合)

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合(経済的利益の移転)

事例：ア ひとり親等の医療費助成に関する事務

イ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

**12 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十七の項）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十八の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

カ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務

※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

**12-2 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の七十の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、母子保健法第一条に定める「母性並びに乳児及び幼児」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 子どもの医療費助成に関する事務

イ 妊産婦の医療費助成に関する事務

ウ 上記ア又はイに類する事務

### 12-3 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号別表第二の七十一の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、労働施策総合推進法第十八条に定める「求職者」又は「労働者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するためである場合（独自利用事務の根拠規範において「職業能力開発」、「就労促進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：職業能力開発に係る費用の助成に関する事務又はこれに類する事務

### 13 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の七十四の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、児童手当法第一条に定める「児童」又は「児童を養育している者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、児童等の健やかな成長である場合（独自利用事務の根拠規範において「成長」、「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：子どもの医療費助成に関する事務又はこれに類する事務

### 13-2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の八十五の二の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第一条に定める「中堅所得者等」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給である場合（独自利用事務の根拠規範において「中堅所得者等に対する居住環境が良好な賃貸住宅の供給」、「国民生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務である場合（地域リロケーション住宅等について上記対象者を入居させるものとして明示的に規定されている場合及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第3項の規定に基づき地方公共団体が独自に家賃減額を行う場合を含む。）

事例：地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

**14 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務あって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九十四の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、六十五歳以上の者又は介護保険法第二条第一項に定める「要介護状態又は要支援状態の者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合（なお、介護者に介護用品等を支給する場合であって、当該事務の効果が要介護者に明らかに及ぶ場合を含む。）

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進（向上）」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 高齢者の医療費助成に関する事務

イ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

ウ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））

エ 上記アからウまでのいずれかに類する事務

※ 介護保険法に基づく地域支援事業（法定事務に係るものを除く。）及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。



## 14-2 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九十六の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、被災者生活再建支援法第一条に定める「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、住民の生活の安定である場合（独自利用事務の根拠規範において「生活の再建支援」、「被災者の生活の安定」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：被災者生活再建支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務又はこれに類する事務

## 15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九十七の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条に定める「感染症」の患者に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、公衆衛生の向上及び増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「公衆衛生の向上（増進）」、「感染の予防（防止）」、「健康の保持（増進）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合

(経済的利益の移転)

事例：肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務又はこれらに類する事務

**16 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百六の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の(ア)又は(イ)を満たす場合

(ア) 独自利用事務の対象者が、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定める「学生等」若しくは高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」に該当する者又は学校教育法第五十八条第一項、第七十条第一項及び第八十二条の規定により高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校に置かれる「専攻科」に通う生徒であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

(イ) 独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」、「修学の促進」、「人材の育成（確保）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭を支給又は貸与するものである場合

事例：ア 学資の貸与及び支給に関する事務（高校・大学等）

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

ウ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

エ 高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

オ 上記アからエまでのいずれかに類する事務

**17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百八の項）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百九の項）に準ずる独自利用事務**

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

- ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
- （ア）独自利用事務の対象者が、障害者総合支援法第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合（なお、保護者に物品・手当等を支給する場合であって、当該事務の効果が障害者（児）に明らかに及ぶ場合を含む。）
- （イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
- ② 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
- 独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

- 事例：ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
- イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務
- ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務
- エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務
- オ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
- カ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務
- キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務
- ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

## 18 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百十三の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

- (1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合
- ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
- （ア）独自利用事務の対象者が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」若しくは学校教育法第一条に定める「幼稚園、小学校、中学校」若しくは同法第五十八条第一項、第七十条第一項及び第八十二条の規定により高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校に置かれる「専攻科」に通う幼児、児童若しくは生徒又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
- （イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに

当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：ア 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

イ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

ウ 私立中学校等修学支援に関する事務

エ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

オ 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

カ 高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

キ 上記アからカまでのいずれかに類する事務

## 19 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百十六の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合

① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合

（ア）独自利用事務の対象者が、子ども・子育て支援法第六条に定める「子ども」に該当する者又はその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

（イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合

② 独自利用事務の目的が、対象者の健やかな成長等である場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「子どもの健全な育成」、「育児の支援」、「幼児教育の振興（充実）」、「少子化対策」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）又は地方公共団体からサービスを給付するものである場合

- 事例：ア 保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）  
イ 幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）  
ウ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（法定事務に係るものを除く。）  
エ 結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務  
オ 上記アからエまでのいずれかに類する事務  
※ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（法定事務に係るものを除く。）については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

## 20 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百二十の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

- (1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的がおおむね一致すると認められる場合
- ① 次の（ア）又は（イ）を満たす場合
- （ア）独自利用事務の対象者が、難病の患者に対する医療等に関する法律第一条に定める「難病の患者」に該当する者又は不妊治療を行っている者若しくは行おうとする者（以下「難病患者等」という。）であつて、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
- （イ）独自利用事務の対象者が下記②に示す法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があることが、独自利用事務の根拠規範において明示的に定められている場合
- ② 独自利用事務の目的が、難病患者等の福祉の増進である場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進」、「保健の向上」、「医療費の負担軽減」又はこれらに類する語により規定されている場合）
- (2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合
- 独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

- 事例：ア 難病患者の医療費助成に関する事務  
イ 不妊治療費用の補助に関する事務  
ウ 上記ア又はイに類する事務